

# くらしネット kochi

令和4(2022)年度  
第4号

## 消費者トラブル注意報! 60歳以上に多い消費者トラブル

### 相談事例

**事例1** スマホに間違いメールが届いた。返信したことをきっかけに相手と親しくなり、悩みを聞いていたら、別の出会い系サイトでやりとりを続けるよう頼まれた。個人情報交換するためだと言われてコンビニで合計30万円ほど電子マネーを購入し支払ったが、だまされたと気付いた。お金を返してほしい。

**事例2** 両親が2人で暮らす実家に、光回線の契約を勧める電話があった。実家にはパソコンもネット環境もないので、母は「必要ない」と断ったが「工事代はかかるが支払ったお金は後で戻る」などとしつこく勧められて、面倒になり「契約する」と言ってしまった。母は安易に了承したことを後悔しており、契約は不要なのでキャンセルしたい。

### トラブルに遭わないために

高齢者の消費者トラブルを防ぐには、周囲の人の見守りが重要です。不審なメールや電話、訪問を受けたときの対応方法、どこに相談するかなどを周囲の人と話し合っておきましょう。

#### 高齢者の見守りチェックポイント

##### 家のようすについて

- 不審なメールや電話のやりとり、見慣れない人の出入りはないか。
- 家に見慣れない物、未使用の物が増えていないか。
- 見積書、契約書などの書類や名刺などがいないか。
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに工事の形跡はないか。
- カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか。

##### 本人のようすについて

- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか。
- 生活費が不足したり、お金の困っていたりする様子はないか。
- 買ったことを覚えていないなど、判断力に不安を感じることはないか。



※くらしネットkochi第4号は高知県金融広報委員会の協力を得て作成しています。

### クイズで学ぼう! お金のイロイロ (問い)

知るぽるとHP「くらきんクイズ」より  
※金融広報中央委員会の広報誌「くらし塾 きんゆう塾」から出題されたクイズです。



知るぽるとキャラクター  
やぐらしおっちゃん  
矢口十平 (矢口家の長男)

**Q.** オンラインサロンを利用して問題が生じてもクーリング・オフの対象となるため、消費者トラブルを心配する必要はない。

- ① 正しい
- ② 誤っている

答えは次のページ →

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、くらしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動を行っている団体です。

## 知るぽると

www.shiruporuto.jp

高知県金融広報委員会  
(事務局 日本銀行高知支店総務課内)

TEL:088-822-0114

ホームページ

高知県金融広報委員会

検索